

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第1条）

条文	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民自治の基本理念に基づき、住民、行政、議会がそれぞれの役割を確認し、住民参加と協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>* 条例制定の目的を定めている項目なので、検証の対象外</p>	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第2条）

条文

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民
町内に居住する者、町内に在勤又は在学する者、町内で事業その他の活動を行う者、公共的かつ公益的な活動（政治活動、宗教活動等を除きます。）を行う営利を目的としない団体をいいます。
- (2) 区・自治会
区は地縁により構成された団体をいい、自治会は区を統括する自治組織をいいます。
- (3) 町
町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 町議会
住民の意思を代表し、審議・決定する機関をいいます。
- (5) 町の執行機関
町の行政事務を管理執行する機関をいいます。
- (6) 住民自治
住民の意思による住民活動、また自治組織の活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。
- (7) 住民参加
町が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し、住民が主体的に参加することをいいます。
- (8) 協働
住民、町議会及び行政（町の執行機関）は対等の立場で、それぞれが果たすべき責任と役割を認識し、互いに補完し合いながら、様々な課題に取り組み、連携・協力することをいいます。
- (9) まちづくり
様々な活動を通じて心豊かに安心して暮らせる環境及び豊かな地域社会を創ることをいいます。

主な取組（平成29年～令和3年度）

* 条文中に出てくる用語の意義を説明している項目なので、検証の対象外

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第3条）

条文	
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定・改廃、及びまちづくりに関する計画の策定、又は変更にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>* 条例の位置づけを定めている項目なので、検証の対象外</p>	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第4条）

条文

（まちづくりの基本原則）

第4条 住民及び町は、次に掲げる原則に基づき、自治の実現と協働のまちづくりを進めます。

- （1） 公共的かつ公益的な活動に対する主体性、自主性及び自立性を尊重すること。
- （2） 社会における責任ある行動のもとに、多様な価値観が尊重されること。
- （3） まちづくりに関する情報を共有すること。
- （4） 地域的課題及び社会的課題への取組み、公共サービスの提供等公共の領域を分任すること。
- （5） 役割分担を明確にし、連携・協力すること。
- （6） まちづくりの原点は、人づくりにあることを基本としていること。
- （7） 住民参加によるものであること。
- （8） 世代を超えた地域の持続的な発展及び地域に根ざした文化の継承に寄与するものであること。
- （9） 健全財政を基本とする行政運営を行うこと。

主な取組（平成29年～令和3年度）

*自治の実現と協働のまちづくりを進める上で大切なことや、進め方を定めている項目なので、検証の対象外

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第5条）

条文

(情報の提供と共有)

第5条 町は、住民の知る権利を保障するとともに、住民のまちづくりへの参加を促進し、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めることとします。

2 前項に規定する情報公開については、別に定めます。

主な取組（平成29年～令和3年度）

○情報公開制度の適正な運用

- ・長和町情報公開条例並びに長和町情報公開条例施行規則に基づき、情報公開制度の適正な運用に努めている。
- ・情報公開の制度の実施状況を毎年町HPで公開している。

(情報公開請求件数：H29 27件、H30 3件、R元 4件、R2 2件、R3 6件)

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	長和町情報公開条例並びに長和町情報公開条例施行規則に基づき、情報公開制度の適正な運用ができている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き、情報公開制度の適正な運用に努め、住民のまちづくりへの参加を促進を図るため、情報の積極的な公開及び提供に努める。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第6条）

条文

（個人情報の保護）

第6条 町は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己に関わる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利、利益を守ります。

2 前項に規定する個人情報の保護については、別に定めます。

主な取組（平成29年～令和3年度）

○個人情報保護制度の適正な運用

- ・長和町個人情報保護条例並びに長和町個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報保護制度の適正な運用に努めている。
- ・個人情報保護制度の実施状況を毎年町HPで公開している。

（情報公開請求件数：H29 0件、H30 0件、R元 0件、R2 0件、R3 0件）

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	長和町個人情報保護条例並びに長和町個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報保護制度の適正な運用ができている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き、個人情報保護制度の適正な運用に努め、厳正な保護を行うとともに、個人の権利、利益を守ります。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第7条）

条文	
<p>(説明責任)</p> <p>第7条 町は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容及び必要性を住民にわかりやすく説明することに努めるものとします。</p> <p>2 町は、住民の町政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に応答するよう努めるものとします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○情報発信の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の発行（毎月）、ケーブルテレビによる文字放送やデータ放送、音声放送、町公式ホームページやSNS、FMアプリによる情報発信を行い、施策や事業の内容をわかりやすく説明するよう努めている。 ・広報誌への「暮らしのカレンダー」掲載による行政情報の一括掲載（ゴミ収集・水道当番、母子保健ガイド、ゆいねっと、納税） ・お客様のニーズに対応するべく直営別荘地ホームページを大幅にリニューアルした。（R2年度実施） <p>○自治会・区からの要望への回答・対応（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・区から要望書等で提出された意見や要望に対し、迅速かつ誠実に応答するよう努めている。 <p>○各種問い合わせへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口、ホームページや電話での問合せ等への迅速かつ誠実に応答するよう努めている。 <p>○町事業の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事業について、住民説明会・各種媒体により情報提供を行い説明に努めている。 ※振興公社関係、山の子・古町CC関係、各種新規事業等 ・マイナンバーカードの普及促進に繋がるよう、常に適切な周知、説明を心掛け、またカード申請のサポートを行っている。 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	多様な手段により広く情報発信を行うとともに、町政に対する意見や要望に対し、迅速かつ誠実に対応できている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き、説明責任を果たすため、住民にわかりやすく説明することに努めると共に、町政に対する意見や要望に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第8条）

条文

（区や自治会の意義及び住民の責務）

第8条 住民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている区や自治会の意義を認識し、尊重します。

2 住民は、区や自治会に加入し、区や自治会を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。

3 区や自治会に加入することができない特別な事情がある場合は、区や自治会に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるものとします。

4 町は、区や自治会の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとします。

主な取組（平成29年～令和3年度）

○区や自治会への加入に対する助言の実施

- ・町の立場から区や自治会への加入や脱退を直接指示する事や指導する事はできないが、県外からの移住者をはじめ、町外から転入してくる者に対し、区や自治会に加入するように助言している。
- ・町営住宅への入居者や土地開発公社が販売する分譲地の購入者に対し、自治会行事や消防団活動への積極的な参加をお願いしている。

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	区や自治会に加入するように助言し、加入を促進する事で、区や自治会の活動の活性化、継続性の確保などにつながっている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き区や自治会に加入するように助言し、区や自治会の活動の活性化、継続性の確保などにつながるよう努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第9条）

条文	
<p>(区や自治会の活性化)</p> <p>第9条 区や自治会は、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、住民自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに地域内の住民が加入できる組織づくりに努めます。</p> <p>2 区や自治会は、自らの役割及び活動に関し、住民の理解を得るように努めるとともに、住民活動を通じて住民自治意識の高揚に努め、住民は、その活動を理解し、協力します。</p> <p>3 町は、区及び自治会と連携・協力し、住民活動の活性化に努めるものとします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○自主防災組織の設置促進</p> <p>区や自治会単位で自主防災組織の設置促進を進める事で、有事の際の共助機能の強化、維持を図るとともに、コミュニティの希薄化を防ぎ、住民活動の活性化につながるよう努めている。</p> <p>自主防災組織設置数：86区中49区（R3.12月末時点）</p> <p>○区や自治会への加入に対する助言の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の立場から区や自治会への加入や脱退を直接指示する事や指導する事はできないが、県外からの移住者をはじめ、町外から転入してくる者に対し、区や自治会に加入するように助言している。 ・町営住宅への入居者や土地開発公社が販売する分譲地の購入者に対し、自治会行事や消防団活動への積極的な参加をお願いしている。 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	自主防災組織の設置促進や区や自治会に加入するように助言し、加入を促進する事で、有事の際の共助機能の強化、維持を図るとともに、コミュニティの希薄化を防ぎ、区や自治会の活動の活性化、継続性の確保などにつながっている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き自主防災組織の設置促進や区や自治会に加入するように助言し、有事の際の共助機能の強化、維持を図るとともに、コミュニティの希薄化を防ぎ、区や自治会の活動の活性化、継続性の確保などにつながるよう努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第10条）

条文

（住民参加の推進）

第10条 住民及び町は、地域社会における課題及び行政課題を相互に共有し、その解決に向けて協働して取り組むことができるよう住民参加を推進するものとします。

2 住民は、町における課題の把握並びに計画等の策定、事業の実施及び評価の各段階において参加することができます。この場合において、町は、多様な住民参加の機会を設けるよう努めるものとします。

3 町は、基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、効率的かつ効果的な住民参加の手続きを経るものとします。

4 町は、まちづくりに関する住民からの提言、提案、意見等をその施策に反映させるよう努めるものとします。

主な取組（平成29年～令和3年度）

○住民参加の機会の確保

- ・毎年年度当初に町の事業や連絡事項の説明を行い、質問や意見を伺う「自治会長及び区長合同会議」を開催しており、会議内容は広報及びホームページでお知らせしている。

- ・計画の策定、事業の実施等に合わせ、懇談会やパブリックコメント等を実施し、住民参加の機会の確保に努めている。

- ・地区懇談会や地元説明会の開催

地区懇談会の開催（R元年度：2回）

山の子学園移転、古町コミュニティ施設建設に対する地元説明会の開催（H30～R元年度：3回）

住民説明会：H30.10.22（山の子学園移転について）、H31.3.7（一体的整備について）

R2.2.23（一体的整備について）、R2.3.28（コロナで中止）

- ・道路改良事業説明会（必要時に実施）

- ・パブリックコメントの実施

第2次長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（R元年度）

長和町過疎地域持続的発展計画（R3年度）

長和町公共施設個別施設計画（R2年度）

長和町地域福祉計画（R元年度）

（町内の18歳以上の方から無作為に700名を抽出しアンケートも実施し計画へ反映）

第6期障がい福祉計画及び第2期長和町障がい児計画（R2年度）

（障がい関係者へのアンケートも実施し計画へ反映）

第8期介護保険事業計画（R2年度）

（65歳以上の方425名へ高齢者等実態調査も実施し計画に反映）

第2次長和町男女共同参画計画（R3年度）

*次ページへ続く

- ・町内各団体との意見交換会の実施
第2次長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（R元年度：9団体）
- ・一般公募による委員会等への住民の参加
長和町地方創生推進協議会（H29年度～）
- ・ボランティア道路清掃の実施
町内主要道路のゴミ拾い
- ・「ふるさと美しく運動」の実施
和田地区における区内清掃（毎年4月～10月の第一日曜日朝6時）
- ・地域ケア会議（R3年度、町内4地区）
サロン等のボランティアを対象に、一般的な困りごとのある高齢者の事例を用いて、「できること」を考え、高齢になっても安心して暮らせる地域づくりを目指す。

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	新型コロナウイルス感染症の影響により集会形式での実施は難しい部分はあるが、各施策を進める上でパブリックコメントの実施や、説明会の内容等資料を全戸配布し意見等を伺い回答する等、コロナ禍であっても住民参加の機会を確保している。 また、ボランティア道路清掃については、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い実施方法を見直す必要があるが、ボランティア道路清掃及びふるさと美しく運動について住民参加の機会が確保できている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
できていない	
/	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き各施策を進める上で、住民参加の機会を確保するよう努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第11条）

条文

（住民の役割）

第11条 住民は、地域社会の課題の解決及び住みよい豊かな地域社会の構築に向けて自ら行動し、相互に協力することを基本とする住民自治を推進します。

2 住民は町の活動に関心を持つとともに、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努めます。

3 住民は、まちづくりへの参加にあたり、公共性の視点をもって行動します。

主な取組（平成29年～令和3年度）

* 住民の役割を定めている項目なので、検証の対象外

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第12条）

条文	
<p>(町長の役割)</p> <p>第12条 町長は、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めます。</p> <p>2 町長は、住民が主体的に行う住民自治活動を推進し、これをまちづくりに活かします。</p> <p>3 町長は、まちづくりの推進にあたって、自立した基礎自治体として、健全な財政運営、計画的な事業の実施及び必要とする行政サービスの提供に努めるものとします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○協働のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民自治基本条例に基づき、様々な事業や施策を実施する事で、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めています。 (詳細は他項目にて記載) 毎年年度当初に「自治会長及び区長合同会議」を行い住民参加と協働によるまちづくりを推進している。 <p>○休日町長室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日町長室を実施し、まちづくりに関する住民からの提案や意見等を直接聞く機会を設けるように努めています。（R2は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施） (R元：9回・21名、R2：0回・0名、R3：5回・5名) <p>○各種計画に基づく計画的な事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次長和町長期総合計画（基本構想がH29～R8年度、前期基本計画がH29年～R3年度）をH28年度に策定し、計画に基づき大型事業を施工した。 長期総合計画に基づく実施計画（計画期間は3年間）を毎年策定。 長和町まちづくり計画（新町建設計画）をR2年度に更新。 新過疎法に基づく長和町過疎地域持続的発展計画をR3年度に策定。 長和町公共施設個別施設計画をR2年度に策定。 長和町地域福祉計画をR元年度に策定。 第6期障がい福祉計画及び第2期長和町障がい児計画をR2年度に策定。 第8期介護保険事業計画をR2年度に策定。 第2次長和町男女共同参画計画をR3年度に策定。 長和町別荘地マスタープランをR2年度に策定。 <p>*健全な財政運営については16条（財政運営）にて記載。</p>	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	まちづくりに関する住民からの提案や意見等を直接聞く機会を設けながら、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に向け、各種計画に基づき計画的に事業を実施し、必要とする行政サービスの提供ができています。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に向け、各種計画に基づき計画的に事業を実施し、必要とする行政サービスの提供に努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第13条）

条文

（議会の役割）

第13条 町議会は、町政の審議及び議決機関として、住民の意思を代表し、住民自治の実現を推進するとともに、議会の活動に関する情報を住民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとします。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び住民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとします。

主な取組（平成29年～令和3年度）

○議会の開催

・本会議や各常任委員会等において、条例や予算等の議案審議を行うとともに、諸課題に対する政策提言、調査研究等を行っている。

また、一般質問を町ケーブルテレビで放送している。

・議会だよりの発行

議会だよりの充実を図るため議会だよりモニターを設置し、議会だよりの企画、編集に対する町民の意見や要望を聴取するなかで、年4回議会だよりを発行し、議会の活動に関する情報を住民にわかりやすく提供するよう努めている。

・各種団体との懇談会

新型コロナウイルスまん延防止のため、議会報告会や町民との懇談会の開催は見送り、少人数による各種団体との懇談会、意見交換会を開催している。

取組に対する評価

評価の理由、課題等

できている

ほぼできている

あまりできていない

できていない

今後の方向性

方向性、条文改正等の有無の理由

継続

要検討

廃止

条文改正、追加等の有無

必要

不要

地域の課題及び住民の意見を踏まえた活動や審議を行うとともに、議会だよりの発行等を通じて情報の発信が出来ている。

引き続き、議会の役割を果たしながら情報発信を行っていく事で、開かれた議会運営と議員活動を通じた協働のまちづくりの推進に努めます。

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第14条）

条文	
<p>(町の事業の協働化)</p> <p>第14条 住民は、町の事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施できるものについて、町長に対し提案することができるものとします。</p> <p>2 町長は、町が行う事業のうち住民の特性を活かすことのできるものについては、適切な方法により住民と協働して実施できるよう努めるものとします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○各種提案等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日町長室の開催（第12条で記載） ・自治会・区からの要望への回答・対応（第7条で記載） <p>○各種活動・イベントへの支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接住民へ委託した事業はないが、各種イベント（地区のお祭り等）の実施について、いろいろな形で支援を実施した。 <p>○事業の協働化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣害防止柵の資材を自治会・区・農業者の組織する団体に提供し、提供を受けた団体が設置及び管理を行うことで町と住民との協働が図られている。 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	協働化が実現している事業は少ないが、協働化へとつなげるよう、各種提案等への対応や各種活動・イベントへの支援は実施できている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き住民からの各種提案等への対応や各種活動・イベントへの支援を実施し、事業の協働化につながるよう努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第15条）

条文	
<p>(支援体制)</p> <p>第15条 町長は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公共的かつ公益的な活動について、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めるものとします。</p> <p>2 町長は、前項の規定により支援策を講じる場合は、活動を行うものの自主性及び自立性を尊重するとともに、支援を実施するにあたっては、公平性を確保するものとします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○町民手づくり事業補助金制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民のまちづくりへの熱意やアイデアを持つ方が自主的に実施する『まちづくりに関する事業』や『まちづくりを目的とした住民組織づくり』に補助金を交付。 ・ 交付にあたっては審査委員会を開催し、応募された事業等の内容について、公益性、独創性、発展性、継続性の観点を踏まえて審査し、交付決定している。 ・ 補助内容 組織づくり 補助率10/10以内 上限5万円 まちづくり事業 補助率6/10以内 上限20万円 ・ 実績 H29：8団体・935,600円、H30：10団体・1,493,000円、 R元：9団体・1,075,000円、R2：8団体・1,243,000円、 R3：9団体・1,244,000円（見込み） 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	本補助金の交付により、各団体等が実施する活動を支援する事で、地域が主体となった自主性及び自立性のあるまちづくりの推進や地域の活性化に繋がっている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き、審査会での厳正なる審査を行った上で、町民手づくり事業補助金を交付し、地域が主体となった自主性及び自立性のあるまちづくりの推進や地域の活性化に資するように努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第16条）

条文	
<p>(財政運営)</p> <p>第16条 町長は、基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。</p> <p>2 町長は、効率的かつ効果的な施策の実施により、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況をわかりやすく公表するものとします。</p> <p>3 町長は、自立した基礎自治体を確立するため、経済基盤の確立に向けた施策を講ずるものとします。</p> <p>4 町長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、受益者負担の原則及びこの条例で定める公共領域の分任の原則に基づき、住民負担の適正化を図るものとします。</p> <p>5 町長は、必要とする行政サービスを確実に提供できるよう常に行政サービスの見直しに努めるものとします。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○計画的な行政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期計画を基本に事業を計画し、可能な限り予算化をしている。 <p>○財政状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況（決算報告）については、広報を通じ、町民への周知をしている。 <p>○財政の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金について、H29年度より取り崩しており、R4・1月時点での残高予定は14億2,400万円であり、毎年約3億円の取り崩しを行っている。この状況から厳しい財政運営となっている。 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	H28年度までは普通交付税と支出のバランスを見た際に基金積立の出来る状況であったが、一本化算定の影響等もあり、今後において財政健全化を目指していく。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	繰出している外部団体や特別会計の健全化が早期解決の鍵となる。
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き計画的な行政運営に努めます。 また、財政の健全化により一層努めていく中で、体育施設や公民館施設に対し、住民負担の適正化を図る方向で進めていきます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第17条）

条文	
<p>(行政評価)</p> <p>第17条 町長は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施します。</p> <p>2 町長は、前項の評価の結果を分かりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映していきます。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○各計画等の見直しの実施と公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、年2回地方創生推進協議会を開催し、中間評価、実施後評価を実施し、結果を公表している。 ・R3年度中に長期総合計画に基づく後期基本計画を策定するのに合わせ、前期基本計画の評価を実施中（R4・1月時点）。 ・R3年度中に策定された過疎地域持続的発展計画においては、新しく達成状況の評価に関する事項が設けられた事から、計画の記載に基づく評価を実施予定。 ・予算、決算についても監査、議会議決を得た上で、広報ながわにて公表している。 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	機会を得て各計画や予算、決算について内容の見直しを実施し、公表できている。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	引き続き各計画や予算、決算について内容の見直しを実施するとともに、分かりやすく公表するように努めます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第18条）

条文	
<p>（協働等を推進するための住民集会）</p> <p>第18条 町長は、協働のまちづくり等に関し、広く住民の意見を聴くため、住民集会を開催します。</p> <p>2 住民集会では、この条例の運用状況を検証し、協働のまちづくりを推進するための施策等について提言することができます。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>○地区懇談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会の開催（R元年度：2回） <p>○協働のまちづく講演会の実施（R3年度：未開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりを推進するための講演会の開催を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。 	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかったため、実施可能な開催方法等も検討する必要がある。
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、実施の実現に向け努めて行きます。
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第19条）

条文	
<p>(住民投票)</p> <p>第19条 町長は、町政に関わる重要案件について、広く住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。</p> <p>2 住民投票の実施に当たり必要な事項は、別に定めます。</p>	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
<p>* 住民投票制度を設けることが出来る事を定めている項目なので、検証の対象外</p>	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第20条）

条文

（条例の見直し）

第20条 町長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例に定める自治の実現及び協働のまちづくりの推進等に関する事項について、社会情勢との適合性を検討するものとします。

2 町長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

3 町長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講ずる場合は、住民参加の機会を設けるものとします。

主な取組（平成29年～令和3年度）

* 条例の見直しを定めている項目なので、検証の対象外

取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	

長和町住民自治基本条例の見直し検証資料（第21条）

条文	
(委任) 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町が別に定めます。	
主な取組（平成29年～令和3年度）	
* 条例の施行について必要な事項は、規則等で定める事を規定している項目なので、検証の対象外	
取組に対する評価	評価の理由、課題等
できている	
ほぼできている	
あまりできていない	
できていない	
今後の方向性	方向性、条文改正等の有無の理由
継続	
要検討	
廃止	
条文改正、追加等の有無	
必要	
不要	